

令和7年6月吉日

岡崎市剣道連盟
運営委員会

剣道大会における“審判への異議申し立て”についてのお願い

最近 SNS 等で審判員に対する心無い発言やマナーを欠く行動など、監督や指導者、観覧者のモラルの低下を危惧する声が全国的に広まっています。このことを受け、岡崎市剣道連盟では運営委員会を開き、以下のことを全体に周知し、理解を深める運びとなりました。

全日本剣道連盟の「剣道試合・審判規則」第35条では、何人も審判員の判定に対して異議申し立てをすることはできないと記載されています。また、第36条および細則第29条により、監督がこの規則の実施に関して疑義のあるときは、申し出の方法と時期も定められています。本来、こうした対応は当該試合者の試合終了時の相互の礼までに、所定の手順を通じて行われるものとなっています。

また、試合会場内外問わず監督や指導者、観覧者からの審判に対する発言、試合後に審判員に直接疑義を述べることは、審判員に過度の負担を与えることになります。

全ての参加者が安心して試合に挑める環境づくり、円滑で気持ちのよい大会運営を行っていくため、審判の尊重と規則の順守にこれまで以上に注意して取り組んでいただけますようお願い申し上げます。

万一、ルールを逸脱した行動が見られる場合は、協議の上、今後の大会への参加資格を見送らせていただく可能性があることをご承知おきいただき、指導者は各団体内において共通理解を図っていただけるよう宜しくお願いいたします。